



あ い づ

〔發行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕 会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】 給与明細書の例

令和6年3月分 例月支給分 給与明細書											
税額表 A 甲欄	扶養等	時間外手当時間数					宿日直手当回数				
		125	135	150	160	休日	半日直	日直	土曜宿直	平日宿直	
		4									
支給	B 給料	扶養手当		管理職手当		時間外手当		特殊勤務手当		課税通勤手当	非課税通勤手当
	189,400					C 6,296			1,700	D 12,900	
	住居手当	宿日直手当		非課税宿直手当		管理職特別勤務					
								児童手当		課税支給額	
										204,756	
	期末手当	勤勉手当		寒冷地手当		年調還付額		勤態減俸額		支給合計	
			E 7,360						217,656		
控除	F 共済長期掛金	共済短期掛金		共済介護掛金		共済保健掛金		社会保険料等合計		課税対象額	所得税額
	退職等 1,500 厚生年金 18,300	9,400				312		29,512		175,244	G 3,910
	H 互助会費	医療福祉費		職員組合費		教職員互助会費				前年追徴額	住民税額
	868			I 2,462							J 5,400
	遺族年金	セット共済		労金預金							控除合計
	K 4,587	L 7,538		M 5,000							59,277
											口座振込合計
										N 158,379	
									控除不能額	現金支給額	

紙面學習

シリーズ⑨『給与明細解説』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の9回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

▼シリーズの第9回目は「給与明細」について解説します。新入職員（組合員）の方は、もうすぐ、初めての給料日を迎えると思います。

【図表1】のような「給与明細」をもらう訳ですが、「この引かれている金額は何？」と疑問に思うことでしょう。その疑問をできるだけなくすことが今回の機関紙の目的です。

▼ちなみに、【図表1】は、会津総支部管内の、ある単組の若い組合員からご提供を受けた先月（3月）分の給与明細から転記したものです。

▼早速、説明に入ります。まず、「A」に「甲欄」と記載されていますが、これは所得税の税額表の分類で、「給与所得者の扶養控除等申告書」（扶養無の方を含む）を提出している場合「甲欄」となります。

▼「B」は給料月額です。この金額からすると、「1級20号給」ですね。給料表は次ページのQRコードでご確認ください。

当面の日程

■4月19日（金）

○県本部単代会議13:30～

○共済県支部単代会議15:15～
(福島GP)

■4月25日 (木)

○自治研第二次単組オルグ

(該当単組：下郷町職・会津若松市職・
会津美里町職・会津坂下町職・喜多方市
職・猪苗代町職)※私(坂内)が伺いま
す。よろしく申し上げます。

■5月10日(金) 11日(土)

○会津総支部野球大会

- ・びわのかげ野球場（南会津町）

・下郷町大川ふるさと公園野球場
※予備日：5月12日（日）

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

▼「C」は時間外手当です。この事例の場合、支給割合125%（平日）の時間外勤務が4時間なので、勤務1時間当たりの給与額にこれらの数値をかけて計算します。

▼「D」は、通勤手当。自動車や自転車等により通勤している場合、通勤距離によって通勤手当が区分されており、非課税限度額も同様に決められています。この事例の場合、非課税限度額を超えた千七百円が所得税の課税対象となります。

▼「E」は、寒冷地手当。寒冷地

県職給料表

418号



に勤務する職員の、冬季における一時的に増加する生計（暖房費等）を補てんするために11月から3月に支給されます。なお、会津全域が支給対象です。

▼「F」は、県職員の地方職員共済組合または市町村職員共済組合の掛金（保険料）です。「長期給付」「短期給付」「福祉（保健）」等の各事業毎に標準報酬月額等を基に算出されます。詳しくは各共済組合のHPをご覧ください。

▼「G」は、「課税支給額」から「社会保険料等合計」を差し引いた「課税対象額」に対する所得税額です。

▼「H」は、各自治体の職員互助会等の会費です。各自治体に

市町村共済

地共済

所得税額表



よって会費の率は異なりますが、この事例の場合は、給料月額×0.3%+αとなっています。

▼「I」は、職員労働組合の組合費です。この事例の場合は、給料月額×1.3%です。

（※ちなみに、自治労本部としては、「単組の組合費は、基本的な組合活動を行うために「2%」を到達すべき目標として設定しています）

▼「J」は、住民税額です。所得税と違って、前年（1～12月）分の所得を基に6月から（新たな額で）課税されます。

（※今年は、定額減税があるため6月分は、かかりません）

▼「K」は、遺族年金となっています。内容は市町村職員共済組合の「拠出型企業年金保険」や「遺族附加年金事業」の保険料です。

▼「L」は、私たちの「じろう共済」（団体生命共済や長期共済などの掛金（保険料）です。

▼「M」は、労働者のための金融機関である「労働金庫」のエース預金（積立預金）等です。

▼「N」は、いろいろ差し引かれて、私たちの手元に入るお金「口座振込合計」（または「現金支給額」）です。

編集後記

▼桜の季節「真つ只中」といったところでしょうか。

▼さて、総支部HPと併せ、県本部のHPも担当しているのですが、そのトップページに『組合員の方から寄せられた写真』を掲載しています。これがなかなか応募がなく困っております。どうか助けてください。まずは、左上のQRコードで県本部HPの募集内容をご確認いただき、携帯等で撮影した写真を左下のQRコードからメールで送付ください。（坂内）



総支部HP QRコード



共済動画

備えて守って補償する
じろうマイカー共済
（約15分）

